

3/6/12

03/08/2012

FORM PTO-1596
1-31-92

RI

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office

103641767

documents or copy thereto:

To the Honorable Commissioner of Patents and

1. Name of conveying party(ies):

1. KOMATSU UTILITY CO., LTD.

2. Name and address of receiving party(ies):

Name: KOMATSU LTD.

Street Address: 2-3-6, Akasaka

City: Minato-ku

State: Tokyo

Zip: 107-8414

Country: Japan

3. Nature of conveyance:

- ☐ Assignment ☒ Merger
- ☐ Security Agreement ☐ Change of Name
- ☐ Other

Execution Date: April 1, 2011

Additional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

4. Application number(s) or patent number(s):

If the document is being filed together with a new application, the execution date of the application is:

A. Patent Application No(s).

29/300,189 filed on February 29, 2008
 29/300,188 filed on February 29, 2008
 29/300,187 filed on February 29, 2008
 29/300,186 filed on February 29, 2008
 29/300,185 filed on February 29, 2008
 29/300,184 filed on February 29, 2008

B. Patent No(s).

D583,835 issued on December 30, 2008
 D583,834 issued on December 30, 2008
 D595,744 issued on July 7, 2009
 D586,827 issued on February 17, 2009
 D590,848 issued on April 21, 2009
 D583,837 issued on December 30, 2008

Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: KANESAKA BERNER & PARTNERS

Internal Address:

Street Address: 1700 Diagonal Road, Suite 310

City: Alexandria State: VA Zip: 22314

6. Total number of applications and patents involved: Six

7. Total fee (37 CFR 3.41) \$ 240.00

- ☐ Enclosed
- ☐ Authorized to be charged to deposit account
- ☒ Credit Card payment form enclosed

8. Deposit account number:

DO NOT USE THIS SPACE

03/07/2012 AWONDAF1 00000040 29300189

01 FC:8021

240.00 OP

9. Signature.

Manabu Kanesaka, No. 31,467

Name of Person, Registration No.

Signature

March 6, 2012

Date

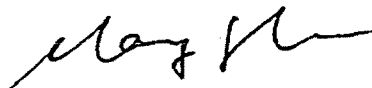
Total number of pages including cover sheet, attachment, and document:

Total number of pages including cover sheet, attachment, and document:

DECLARATION

I, Mayu Hara, a citizen of Japan, residing at c/o ONDA TECHNO International Patent Attorneys, 12-1, Omiya-cho 2-chome, Gifu-shi, Gifu-ken, Japan, hereby declare that I am the translator and certify that, to the best of my knowledge and belief, it is a true partial translation of a Certificate of All Historical Matters issued on February 1, 2012.

I further declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true.



Mayu Hara
Translator

Dated this 1st day of March 2012

Certificate of All Historical Matters (Partial Translation)

2-3-6, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, Japan

KOMATSU LTD.

Corporate Registration No. 0104-01-010455

Name of Company	KOMATSU LTD.	
Principal Office	2-3-6, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, Japan	
Means of Public Notice	By means of electronic publication http://www.komatsu.co.jp/	Changed on June 23, 2006
	However, if accidents or other unavoidable reasons prevent the company from using electronic publication, then the company shall issue the public notice in the Nikkei Newspaper issued in Tokyo	Registered on July 5, 2006
Date of Incorporation	April 30, 1921	
Purposes	1. manufacture, repair and trade of constructing machinery, agricultural machinery, industrial machinery, automobiles, internal combustions, and other various machinery, tools and parts thereof; 2. manufacture and trade of various steel products; 3. refining, processing and trade of various steels, pig iron, alloy iron; 4. manufacture and trade of various electric materials and apparatuses thereof; 5. manufacture and trade of various synthetic resin products; 6. manufacture, repair and trade of various arms and parts thereof; 7. trade of mining and minerals; 8. design, construction, supervising and contract of various plants, housing and other civil engineering construction work; 9. trade of wood, wooden materials, other various materials and apparatuses for civil engineering and construction; 10. trade and lease of real estate; 11. manufacture, sale and repair of processing apparatuses of industrial waste and general waste; 12. collecting, conveying, disposal, recycle of industrial waste and general waste, sale and consulting of recycled products; 13. development, producing, sale and consulting of computer software and computer system; 14. electronic business transaction using network such as internet and others; 15. service for information processing and information supplement 16. banking business 17. other business that is incidental or related to the foregoing items; 18. becoming founders of diversion or company formation to other company	
Trading Unit of Shares	100 shares	Changed on August 1, 2006 Registered on August 8, 2006
Total Number of Authorized Shares	3,955,000,000 shares	Changed on May 17, 2000 Registered on May 24, 2000

(omitted)

Company split	Split into on April 1, 2009 KOMATSU CONSTRUCTION EQUIPMENT SALES AND SERVICE JAPAN LTD. at 2-5-8, Fuchinobe, Sagami-hara-shi, Kanagawa-ken, Japan Registered on April 8, 2009
	Split into on April 1, 2010 KOMATSU INDUSTRIES CORP. at 5, Jigata, Yookaichimachi, Komatsu-shi, Ishikawa-ken, Japan Registered on April 12, 2010
Merger	Merged on April 1, 2011 KOMATSU UTILITY CO., LTD. at 110 Yokokura-shinden, Oyama-shi, Tochigi-ken, Japan Registered on April 1, 2011
	Merged on April 1, 2011 KOMATSU ENGINEERING CORP. at 9-406, Imae-machi, Komatsu-shi, Ishikawa-ken, Japan Registered on April 1, 2011
	Merged on July 1, 2011 KOMATSU RENTAL CO., LTD. at 2-16-15, Kanagawa, Kanagawa-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, Japan Registered on July 1, 2011
Matters relating to Corporation having Board of Directors	Corporation Having Board of Directors Registered on May 1, 2006 pursuant to Article 136 of Law No. 87 of 2005
Matters relating to Corporation Having Auditors	Corporation Having Auditors Registered on May 1, 2006 pursuant to Article 136 of Law No. 87 of 2005
Matters relating to Corporation Having Board of Auditors	Corporation Having Board of Auditors Registered on June 8, 2006
Matters relating to Corporation Having Accounting Auditors	Corporation Having Accounting Auditors Registered on June 8, 2006
Matters relating to Registration and Record	Pursuant to item 3 of Supplementary Provisions to Ministerial Decree No. 15 of 1989 of Ministry of Justice Transferred on September 4, 1997

I hereby certify that this document includes all the matters recorded and not closed in the register.
(Tokyo Legal Affairs Bureau, Minato Branch Jurisdiction)

February 1, 2012

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar

Toshio Odagiri

Reference No.: A126338 *The underlined are deleted matters.

履歴事項全部証明書

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
会社法人等番号 0104-01-010455

商号	株式会社小松製作所	
本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.komatsu.co.jp/ ただし、事故その他のやむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月23日変更
		平成18年 7月 5日登記
会社成立の年月日	大正10年4月30日	
目的	1. 建設機械、農業機械、産業機械、自動車、内燃機関その他各種機械器具ならびにその部品の製造、修理および売買 2. 各種鉄鋼品の製造および売買 3. 各種鉄鋼、銑鉄、合金鉄、その他特殊金属の精錬・加工および売買 4. 各種電気材料ならびに機器の製造および売買 5. 各種合成樹脂製品の製造および売買 6. 各種兵器ならびにその部品の製造、修理および売買 7. 鉱業ならびに鉱物の売買 8. 各種プラント、住宅その他土木建設工事の設計、施工、監理および請負 9. 木材およびその加工品ならびにその他各種土木建築用資材、機器の売買 10. 不動産の売買および賃貸借 11. 産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の製造、販売および修理 12. 産業廃棄物・一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生および再生品の販売ならびにコンサルティング 13. コンピュータソフトウェアおよびコンピュータシステムの開発、製作および販売ならびにコンサルティング 14. インターネット等のネットワークを利用した電子商取引事業 15. 情報処理・情報提供サービス 16. 金融業 17. 前各号に付帯する一切の業務 18. 他会社に対する投資または会社設立の発起人となること 平成16年 6月25日変更 平成16年 6月30日登記	
単元株式数	100株	平成18年 8月 1日変更
		平成18年 8月 8日登記
発行可能株式総数	39億5500万株	平成12年 5月17日変更
		平成12年 5月24日登記

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
会社法人等番号 0104-01-010455

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9億9874万4060株	平成14年10月 1日変更	
		平成14年10月 4日登記	
	発行済株式の総数 9億8313万260株	平成24年 1月20日変更	
		平成24年 1月20日登記	
株券を発行する旨 の定め	当会社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年 6月23日変更	平成18年 7月 5日登記	
	平成21年 1月 5日廃止	平成21年 1月 6日登記	
資本金の額	金701億2063万7607円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月12日登記		
役員に関する事項	取締役	坂根 正 弘	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
	取締役	坂根 正 弘	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	坂根 正 弘	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 5日登記
	取締役	坂根 正 弘	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月24日登記	

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

	<u>取締役</u>	<u>野 路 國 夫</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>野 路 國 夫</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>野 路 國 夫</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>野 路 國 夫</u>	平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月24日登記
	<u>取締役</u>	<u>米 山 正 博</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
			平成21年 6月24日退任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 康 夫</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 康 夫</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 康 夫</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 5日登記
			平成23年 6月22日退任
			平成23年 6月24日登記

整理番号 ア12.6.338

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/43

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
会社法人等番号 0104-01-010455

	<u>取締役</u>	<u>駒村 義範</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>駒村 義範</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>駒村 義範</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>駒村 義範</u>	平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月24日登記
	<u>取締役</u>	<u>池田 守男</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
	<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>池田 守男</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 1日登記
			平成22年 6月23日退任
			平成22年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>磯田 進</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
			平成21年 6月24日退任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>木下 憲治</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>木下 憲治</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>木下 憲治</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 5日登記
			平成23年 6月22日退任
			平成23年 6月24日登記

整理番号 ア126338

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4/43

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
会社法人等番号 0104-01-010455

	取締役 堀田 健 介 (社外取締役)	平成20年 6月24日就任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月 1日登記
		平成22年 6月23日重任
		平成22年 7月 5日登記
	取締役 堀田 健 介 (社外取締役)	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月24日登記
	取締役 狩野 紀 昭 (社外取締役)	平成20年 6月24日就任
		平成20年 6月27日登記
		平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月 1日登記
		平成22年 6月23日重任
		平成22年 7月 5日登記
	取締役 狩野 紀 昭 (社外取締役)	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月24日登記
	取締役 淵 上 正 朗 (社外取締役)	平成21年 6月24日就任
		平成21年 7月 1日登記
		平成22年 6月23日重任
		平成22年 7月 5日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 6月24日登記

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

	<u>取締役</u> <u>大橋 徹二</u>	平成21年 6月24日就任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>大橋 徹二</u>	平成22年 6月23日重任
		平成22年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>大橋 徹二</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月24日登記
	<u>取締役</u> <u>池田 弘一</u> (社外取締役)	平成22年 6月23日就任
		平成22年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>池田 弘一</u> (社外取締役)	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月24日登記
	<u>取締役</u> <u>広 中 守</u>	平成23年 6月22日就任
		平成23年 6月24日登記
	<u>取締役</u> <u>藤塚 主夫</u>	平成23年 6月22日就任
		平成23年 6月24日登記
	<u>取締役</u> <u>高村 藤寿</u>	平成23年 6月22日就任
		平成23年 6月24日登記
	<u>横浜市青葉区もえぎ野23番地37</u> <u>代表取締役</u> <u>坂根 正弘</u>	平成20年 6月24日重任
		平成20年 6月27日登記
	<u>横浜市青葉区もえぎ野23番地37</u> <u>代表取締役</u> <u>坂根 正弘</u>	平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月 1日登記
		平成22年 6月23日退任
		平成22年 7月 5日登記

整理番号 ア126338

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/43

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

	<u>横浜市保土ヶ谷区帷子町一丁目21番地1</u> <u>代表取締役</u> <u>野 路 國 夫</u>	平成20年 6月24日重任
		平成20年 6月27日登記
	<u>横浜市保土ヶ谷区帷子町一丁目21番地1</u> <u>代表取締役</u> <u>野 路 國 夫</u>	平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>横浜市保土ヶ谷区帷子町一丁目21番地1</u> <u>代表取締役</u> <u>野 路 國 夫</u>	平成22年 6月23日重任
		平成22年 7月 5日登記
	<u>横浜市保土ヶ谷区帷子町一丁目21番地1</u> <u>代表取締役</u> <u>野 路 國 夫</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月24日登記
	<u>東京都杉並区高円寺南三丁目26番4号</u> <u>代表取締役</u> <u>駒 村 義 範</u>	平成22年 6月23日就任
		平成22年 7月 5日登記
	<u>東京都杉並区高円寺南三丁目26番4号</u> <u>代表取締役</u> <u>駒 村 義 範</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 6月24日登記
	<u>監査役</u> <u>土 肥 孝 治</u>	平成17年 6月24日重任
		平成17年 6月28日登記
	<u>監査役</u> <u>土 肥 孝 治</u> <u>(社外監査役)</u>	
		平成18年 6月 8日社外 監査役の登記
		平成21年 6月24日退任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>兼 本 雅 文</u>	平成17年 6月24日重任
		平成17年 6月28日登記
		平成21年 6月24日退任
		平成21年 7月 1日登記

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
会社法人等番号 0104-01-010455

	<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>興 津 誠</u>	平成18年 6月23日就任
			平成18年 7月 5日登記
	<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>興 津 誠</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 5日登記
	<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>蒲 野 宏 之</u>	平成19年 6月22日就任
			平成19年 7月 2日登記
			平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月24日登記
	<u>監査役</u>	<u>北 村 政 治</u>	平成20年 6月24日就任
			平成20年 6月27日登記
	<u>監査役</u>	<u>鳥 居 恭 二</u>	平成21年 6月24日就任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>松 尾 邦 弘</u>	平成21年 6月24日就任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>あ ず さ 監 査 法 人</u>	平成20年 6月24日重任
			平成20年 6月27日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>あ ず さ 監 査 法 人</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 1日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>あ ず さ 監 査 法 人</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 5日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成22年 7月 1日あず さ監査法人の名称変更
			平成22年 7月 5日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成23年 6月22日重任
			平成23年 6月24日登記

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成18年 6月23日変更 平成18年 7月 5日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成21年 6月24日設定 平成21年 7月 1日登記
新株予約権	<u>第2回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>1280個</u> なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1,000株とする。 ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率</u> <u>1240個</u> なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1,000株とする。 ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率</u> 平成16年 8月31日変更 平成16年 9月 7日登記 <u>1210個</u> なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率</u> 平成16年11月30日変更 平成16年12月 6日登記 <u>1190個</u> なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率</u> 平成17年 3月31日変更 平成17年 4月 8日登記 <u>1170個</u> なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率</u>

	平成17年 5月31日変更 平成17年 6月 6日登記 970個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成17年 6月30日変更 平成17年 7月11日登記 890個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記 860個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成17年 9月30日変更 平成17年10月12日登記 600個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成17年11月30日変更 平成17年12月 7日登記 580個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成18年 2月28日変更 平成18年 3月10日登記 560個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成18年 3月31日変更 平成18年 4月11日登記 520個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 8日登記
--	--

500個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年 6月30日変更 平成18年 7月 5日登記

490個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月11日登記

470個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記

290個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 7日登記

280個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成21年 2月28日変更 平成21年 3月 6日登記

200個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成21年 3月31日変更 平成21年 4月 6日登記

20個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成21年 5月31日変更 平成21年 6月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式128万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする。

当社普通株式124万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする。

平成16年 8月31日変更 平成16年 9月 7日登記

当社普通株式121万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成16年11月30日変更 平成16年12月 6日登記

当社普通株式119万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成17年 3月31日変更 平成17年 4月 8日登記

当社普通株式117万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成17年 5月31日変更 平成17年 6月 6日登記

当社普通株式97万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成17年 6月30日変更 平成17年 7月11日登記

当社普通株式89万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記

当社普通株式86万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成17年 9月30日変更 平成17年10月12日登記

当社普通株式60万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される

場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成17年11月30日変更 平成17年12月 7日登記
当社普通株式58万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年 2月28日変更 平成18年 3月10日登記
当社普通株式56万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年 3月31日変更 平成18年 4月11日登記
当社普通株式52万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 8日登記
当社普通株式50万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年 6月30日変更 平成18年 7月 5日登記
当社普通株式49万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月11日登記
当社普通株式47万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記
当社普通株式29万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 7日登記
当社普通株式28万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成21年 2月28日変更 平成21年 3月 6日登記

当社普通株式20万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成21年 3月31日変更 平成21年 4月 6日登記

当社普通株式2万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成21年 5月31日変更 平成21年 6月 5日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金59万5000円

なお、新株予約権の発行後、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

払込価額 払込価額 分割（または併合）の比率

また、時価を下回る価額で新株を発行（平成14年4月1日改正前の商法に定める転換社債の転換、ならびにストック・オプションとして発行した新株予約権の権利行使による場合を除く。）するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{既発行} \quad \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{株式数} + 1 \text{株当たりの時価}$$

$$\text{払込価額} = \text{払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成16年8月1日から平成21年7月31日までとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が権利行使期間の末日までに死亡した場合、その相続人による権利行使は、死亡の日から最長24カ月を経過する日までとする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

（1）「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位（当会社の取締役もしくは使用人、または当会社の子会社の代表取締役）を失った後も、当会社とその者との間で締結する新株予約権の割当契約に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という。）に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。

（2）「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

次のいずれかに該当する場合には、当会社は、新株予約権を無償で消却することができる。

①「新株予約権割当契約」の定めにより、「新株予約権者」が権利を喪失した場合、または新株予約権につき権利行使されないことが確定した場合

②当会社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

次に該当する場合には、当会社は、新株予約権を無償で取得することができる。

当会社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合

平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 8日登記

平成15年 8月 6日登記

平成21年7月31日新株予約権全部行使

平成21年 8月 7日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

1430個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。

ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

1240個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。

ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記

1160個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。

ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

平成17年 9月30日変更 平成17年10月12日登記

930個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。

ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

平成17年11月30日変更 平成17年12月 7日登記

920個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。

ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

平成17年12月31日変更 平成18年 1月12日登記

840個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 8日登記

830個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記

800個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月12日登記

380個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 7日登記

370個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月 6日登記

350個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

平成20年 5月31日変更 平成20年 6月 6日登記

330個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

整理番号 ア126338

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

16/43

PATENT

REEL: 027943 FRAME: 0046

	平成21年 2月28日変更 平成21年 3月 6日登記 <u>300個</u> なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記 <u>270個</u> なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 平成23年 5月31日変更 平成23年 6月 6日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式143万株 ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする 当社普通株式124万株 ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする 平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記 当社普通株式116万株 ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする 平成17年 9月30日変更 平成17年10月12日登記 当社普通株式93万株 ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする 平成17年11月30日変更 平成17年12月 7日登記 当社普通株式92万株 ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする 平成17年12月31日変更 平成18年 1月12日登記 当社普通株式84万株 ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする 平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 8日登記
--	---

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

当社普通株式83万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年11月30日変更 平成18年12月7日登記

当社普通株式80万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年2月28日変更 平成19年3月12日登記

当社普通株式38万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年5月31日変更 平成19年6月7日登記

当社普通株式37万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年8月31日変更 平成19年9月6日登記

当社普通株式35万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成20年5月31日変更 平成20年6月6日登記

当社普通株式33万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成21年2月28日変更 平成21年3月6日登記

当社普通株式30万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成23年2月28日変更 平成23年3月4日登記

当社普通株式27万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成23年5月31日変更 平成23年6月6日登記

各新株予約権の発行価額

無償

	各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 金67万3000円 なお、新株予約権の発行後、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times 1}{\text{払込価額} \times \text{分割（または併合）の比率}}$ また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の権利行使による場合を除く。）するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。 $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 新株予約権を行使することができる期間 平成17年8月1日から平成24年7月31日までとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が権利行使期間の末日までに死亡した場合、その相続人による権利行使は、死亡の日から最長24ヵ月を経過する日までとする。 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） （1）「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位（当会社の取締役もしくは使用人、または、当会社の子会社の代表取締役）を失った後も、当会社とその者との間で締結する新株予約権の割当契約に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という。）に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 （2）「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、新株予約権を無償で消却することができる。 ①「新株予約権割当契約」の定めにより、「新株予約権者」が権利を喪失した場合、または新株予約権につき権利行使されないことが確定した場合 ②当会社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合 （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） 次に該当する場合には、当会社は、新株予約権を無償で取得することができる。 当会社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合 平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 8日登記 平成16年 8月 4日登記
	第4回新株予約権 新株予約権の数 1610個 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

1568個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月11日登記

1538個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年 9月30日変更 平成18年10月 5日登記

1300個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記

1270個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月12日登記

1035個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 7日登記

905個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月 6日登記

855個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年11月30日変更 平成19年12月 7日登記

680個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成20年 5月31日変更 平成20年 6月 6日登記

660個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成22年 8月31日変更 平成22年 9月 7日登記

635個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成22年11月30日変更 平成22年12月 3日登記

575個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記

535個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成23年 5月31日変更 平成23年 6月 6日登記

525個

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1000株とする。ただし、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は、切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成23年 8月31日変更 平成23年 9月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式161万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

当社普通株式156万8000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場

合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月11日登記
当社普通株式153万8000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年 9月30日変更 平成18年10月 5日登記
当社普通株式130万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記
当社普通株式127万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月12日登記
当社普通株式103万5000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 7日登記
当社普通株式90万5000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月 6日登記
当社普通株式85万5000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成19年11月30日変更 平成19年12月 7日登記
当社普通株式68万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成20年 5月31日変更 平成20年 6月 6日登記
当社普通株式66万株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成22年 8月31日変更 平成22年 9月 7日登記

当社普通株式63万5000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成22年11月30日変更 平成22年12月 3日登記

当社普通株式57万5000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記

当社普通株式53万5000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成23年 5月31日変更 平成23年 6月 6日登記

当社普通株式52万5000株

ただし、上記調整式により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数も調整されるものとする

平成23年 8月31日変更 平成23年 9月 5日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金112万6000円

なお、新株予約権の発行後、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の権利行使による場合を除く。）するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{既発行} \quad \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額} \\ \text{株式数} \quad + \frac{\quad}{\quad} \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{1株当りの時価} \\ \text{払込価額} = \text{払込価額} \times \frac{\quad}{\quad} \end{array}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

新株予約権を行使することができる期間

平成18年8月1日から平成25年7月31日までとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が権利行使期間の末日までに死亡した場合、その相続人による権利行使は、死亡の日から最長24カ月を経過する日までとする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

（1）「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位（当会社の取締役もしくは使用人、または、当会社の関係会社の代表取締役）を失った後も、当会社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以

	下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、新株予約権を無償で消却することができる。 ①「新株予約権割当契約」の定めにより、「新株予約権者」が権利を喪失した場合、または新株予約権につき権利行使されないことが確定した場合 ②当会社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件) 次に該当する場合には、当会社は、新株予約権を無償で取得することができる。 当会社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合 平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 8日登記 平成17年 8月 3日登記
第5回新株予約権	
新株予約権の数	
331個	
267個	平成19年 8月31日変更 平成19年 9月 6日登記
230個	平成19年11月30日変更 平成19年12月 7日登記
214個	平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1000株とする。	
ただし、新株予約権の募集事項の決定の決議日後、当社が当社普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。	
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。	
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨	
新株予約権1個につき80万1000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。	
行使価額 金232万5000円	
なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。	
①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。	
調整後 調整前 ×	1
行使価額 =行使価額 株式分割(または株式併合)の比率	
②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行また	

は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}} \\ \text{調整後 行使価額} &= \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}} \end{aligned}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額 金2325円

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{調整後 行使価額}}{\text{調整前 行使価額}} = \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}} \end{aligned}$$

- ②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}} \\ \text{調整後 行使価額} &= \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}} \end{aligned}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成20年 9月24日更正

新株予約権を行使することができる期間

平成19年8月1日から平成26年7月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時の地位（当社の取締役）を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。

平成18年 8月 1日発行

平成18年 8月 8日登記

第6回新株予約権

新株予約権の数

502個

497個

482個

457個

426個

401個

平成18年 8月 9日変更

平成18年 8月 24日登記

平成19年 8月 31日変更

平成19年 9月 6日登記

平成19年11月30日変更

平成19年12月 7日登記

平成20年 5月 31日変更

平成20年 6月 6日登記

平成23年 5月 31日変更

平成23年 6月 6日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。ただし、新株予約権の募集事項の決定の決議日後、当社が当社普通株式の株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額 金232万5000円

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額}}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

- ②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株

式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額 金2325円

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額}}{1} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成20年 9月24日更正

新株予約権を行使することができる期間

平成19年8月1日から平成26年7月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時の地位（当社の従業員または当社の関係会社の代表取締役）を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。

平成18年 8月 1日発行

平成18年 8月 8日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

239個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個につき126万6000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「権利行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

権利行使価額 金366万1000円

なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}}{1}$$

- ②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「権利行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
権利行使価額 金3661円

なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後 調整前

権利行使価額 = 権利行使価額 × 株式分割（または株式併合）の比率

- ②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

新規発行 1株当たり
株式数 × 払込金額

調整後 調整前 既発行
権利行使 = 権利行使 × 株式数 +
価 額 価 額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

平成20年 9月24日更正

新株予約権を行使することができる期間

平成20年9月3日から平成27年8月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
定めない

平成19年 9月 3日発行

平成19年 9月 6日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

323個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「権利行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

権利行使価額 金366万1000円

なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後 調整前
権利行使価額 = 権利行使価額 × 株式分割（または株式併合）の比率

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

新規発行 1株当たり
株式数 × 払込金額

調整後 調整前 既発行
権利行使 = 権利行使 × 株式数 + 時価
価 額 価 額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、

権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「権利行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
権利行使価額 金3661円

なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後 調整前
権利行使価額 = 権利行使価額 × 株式分割（または株式併合）の比率

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

新規発行 1株当たり
株式数 × 払込金額

調整後 調整前 既発行
権利行使 = 権利行使 × 株式数 + 時価
価 額 価 額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成20年 9月24日更正

新株予約権を行使することができる期間

平成20年9月1日から平成27年8月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
定めない

平成19年 9月 3日発行

平成19年 9月 6日登記

第9回新株予約権
新株予約権の数
192個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個につき金81万3000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「権利行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。権利行使価額 金2499円

なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & 1 \\ \text{権利行使価額} & = & \text{権利行使価額} & \times & \end{array}$$

株式分割（または株式併合）の比率

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新規発行} & & 1 \text{株当たり} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & + & \\ \text{権利行使} & = & \text{権利行使} & \times & \text{株式数} & & \text{時価} \\ \text{価額} & & \text{価額} & & & & \end{array}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年9月1日から平成28年8月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 定めない					
	<table border="1"><tr><td>平成20年</td><td>9月</td><td>1日発行</td></tr><tr><td>平成20年</td><td>9月</td><td>3日登記</td></tr></table>	平成20年	9月	1日発行	平成20年	9月
平成20年	9月	1日発行				
平成20年	9月	3日登記				
第10回新株予約権 新株予約権の数 <u>271個</u> 258個 平成23年 5月31日変更 平成23年 6月 6日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。 ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。 なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「権利行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。 権利行使価額 金2499円 なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。 ①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\begin{array}{rcl} \text{調整後} & \text{調整前} & 1 \\ \text{権利行使価額} & = & \text{権利行使価額} \times \frac{\quad}{\quad} \end{array}$ 株式分割（または株式併合）の比率 ②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。 $\begin{array}{rcl} \text{調整後} & \text{調整前} & \text{既発行} & \text{新規発行} & 1 \text{株当たり} \\ \text{権利行使} & = & \text{権利行使} & \times & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{価額} & & \text{価額} & & & & \\ & & & & + & & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} \end{array}$ なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。						

整理番号 ア126338

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

33/43

③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年9月1日から平成28年8月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
定めない

平成20年 9月 1日発行

平成20年 9月 3日登記

第11回新株予約権

新株予約権の数

239個

214個

平成23年 5月31日変更

平成23年 6月 6日登記

203個

平成23年11月30日変更

平成23年12月 7日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。

ただし、平成21年7月14日より後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成21年7月14日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

下記により算定した割当日現在の新株予約権の1株当たりの公正価額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

下記の式によって、 $f_{i,j}$ の値を i を N から0まで順番に算定することにより最終的に求まる値 $f_{0,0}$ がストック・オプションの公正価額となる。

$i = N$ の場合、

$$f_{N,j} = \max (S_{N,j} - K, 0)$$

$0 \leq i \leq N-1$ の場合、

$i \Delta t \geq \nu$ （対象勤務期間終了時点）の場合

$S_{i,j} \geq KM$ の場合

$$f_{i,j} = S_{i,j} - K$$

$S_{i,j} < KM$ の場合

$$f_{i,j} = e^{-ra} [p \cdot f_{i+1,j+1} + (1-p) \cdot f_{i,j+1}]$$

$i \Delta t < \nu$ （対象勤務期間終了時点）の場合

$$f_{i,j} = e^{-rt} [p \cdot f_{i,j+1} + (1-p) \cdot f_{i,j}]$$

ここで、Kは行使価格、Mは行使倍率、 ν は対象勤務期間、 r はリスクフリーレートである。

また p はリスク中立確率であり、予想配当利回りを b とすると、次の式で表される。

$$p = \frac{e^{(b-r)\Delta t} - d}{u - d}$$

ここで、用いるリスクフリーレート及び予想配当利回りは連続利率であり、年率のリスクフリーレート r' 及び年率の予想配当利回り b' から次式により求められる。

$$r = \log(1 + r'), \quad b = \log(1 + b')$$

上式を適用するにあたり、ストック・オプションの付与日から満期日までの期間(T)を N 個の微小期間($\Delta t = T/N$)に分割し、各々の時点 i ($0 \leq i < N$)における株価を $S_{i,j}$ としたとき、次の時点 $i+1$ で成立する株価の値を2個($S_{i,j}, S_{i,j+1}$)のみとした離散型二項モデルを想定した。ここで株価変動性を σ 、株価の上昇率を u 、下落率を d とすると、次の時点での株価($S_{i,j}, S_{i,j+1}$)は、次の式により求められる。

$$S_{i,j+1} = S_{i,j} \cdot u \quad S_{i,j} = S_{i,j} \cdot d$$

であり、また、

$$u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}} \quad d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$$

である。

【上記モデルにおけるパラメータの定義】

$f_{0,0}$: 1株あたりのオプション価額

N : 10,000

T : 8年間

ν : 1年間

$S_{0,0}$: 平成21年9月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

K : 平成21年8月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た額と平成21年9月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の大きい額

M : 2.4 (予定行使倍率)

r' : 平成21年8月28日時点の日本国債のイールドカーブ

b' : 1株あたりの配当金(平成21年3月期の配当実績)÷平成20年4月1日から平成21年3月31日まで各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値

σ : 6.9年間(平成14年10月8日から平成21年8月31日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出される変動率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。権利行使価額は、平成21年8月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。

① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、

次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 権利行使価額} = \text{調整前 権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\text{調整後 権利行使価額} = \text{調整前 権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月1日から平成29年8月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
定めない。

平成21年 9月 1日発行

平成21年 9月 3日登記

第12回新株予約権

新株予約権の数

403個

397個

平成22年11月30日変更 平成22年12月 3日登記

380個

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記

358個

平成23年 5月31日変更 平成23年 6月 6日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1000株とする。

ただし、平成21年6月24日より後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成21年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「権利行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。権利行使価額は、平成21年8月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、権利行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & 1 \\ \text{権利行使価額} & = & \text{権利行使価額} & \times & \end{array}$$

株式分割（または株式併合）の比率

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使の場合を除く。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} + \\ \text{権利行使} & = & \text{権利行使} & \times & \text{株式数} \\ \text{価額} & & \text{価額} & & \end{array}$$

新規発行 1株当たり
株式数 × 払込金額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月1日から平成29年8月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予

約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
定めない。

平成21年 9月 1日発行

平成21年 9月 3日登記

第13回新株予約権

新株予約権の数

210個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、平成22年7月13日より後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成22年7月13日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨下記により算定した割当日現在の新株予約権の1株当たりの公正価額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

下記の式によって、 $f_{i,j}$ の値を i を N から0まで順番に算定することにより最終的に求まる値 $f_{0,0}$ が新株予約権の公正価額となる。

$i = N$ の場合、

$$f_{N,j} = \max (S_{N,j} - K, 0)$$

$0 \leq i \leq N-1$ の場合、

$i \Delta t \geq \nu$ （対象勤務期間終了時点）の場合

$S_{i,j} \geq KM$ の場合

$$f_{i,j} = S_{i,j} - K$$

$S_{i,j} < KM$ の場合

$$f_{i,j} = e^{-r\Delta t} [p \cdot f_{i+1,j+1} + (1-p) \cdot f_{i+1,j}]$$

$i \Delta t < \nu$ （対象勤務期間終了時点）の場合

$$f_{i,j} = e^{-r\Delta t} [p \cdot f_{i+1,j+1} + (1-p) \cdot f_{i+1,j}]$$

ここで、 K は行使価格、 M は行使倍率、 ν は対象勤務期間、 r はリスクフリーレートである。

また p はリスク中立確率であり、予想配当利回りを b とすると、次の式で表される。

$$e^{r\Delta t} - d$$

$$p = \frac{e^{r\Delta t} - d}{u - d}$$

ここで、用いるリスクフリーレート及び予想配当利回りは連続利率であり、年率のリスクフリーレート r^* 及び年率の予想配当利回り b^* から次式により求められる。

$$r = \log (1 + r^*)、b = \log (1 + b^*)$$

上式を適用するにあたり、新株予約権の付与日から満期日までの期間（ T ）を N 個の微小期間（ $\Delta t = T/N$ ）に分割し、各々の時点 i （ $0 \leq i < N$ ）

における株価を $S_{i,j}$ としたとき、次の時点 $i+1$ で成立する株価の値を2個 ($S_{i+1,j}$, $S_{i+1,j+1}$) のみとした離散型な二項モデルを想定した。

ここで株価変動性を σ 、株価の上昇率を u 、下落率を d とすると、次の時点での株価 ($S_{i+1,j}$, $S_{i+1,j+1}$) は、次の式により求められる。

$$S_{i+1,j+1} = S_{i,j} \cdot u \quad S_{i+1,j} = S_{i,j} \cdot d$$

であり、また、

$$u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}} \quad d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$$

である。

【上記モデルにおけるパラメータの定義】

$f_{0.0}$: 1株あたりのオプション価額

N : 10,000

T : 8年間

ν : 3年間

$S_{0.0}$: 平成22年8月2日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

K : 1

M : 1

r : 平成22年7月29日時点の日本国債のイールドカーブ

b : 1株あたりの配当金(平成22年3月期の配当実績)÷平成21年4月1日から平成22年3月31日まで各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値

σ : 3年間(平成19年8月1日から平成22年7月30日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出される変動率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これを当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月2日から平成30年7月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

定めない。

平成22年 8月 2日発行

平成22年 8月 4日登記

第14回新株予約権

新株予約権の数

558個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、平成22年6月23日より後、当社が当社普通株式の株式分割(当

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成22年6月23日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月2日から平成30年7月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
定めない。

平成22年 8月 2日発行

平成22年 8月 4日登記

第15回新株予約権

新株予約権の数

872個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、平成23年7月13日より後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成23年7月13日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
下記により算定した割当日現在の新株予約権の1株当たりの公正価額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

下記の式によって、 f_{ij} の値を i を N から0まで順番に算定することにより最終的に求まる値 f_{00} が新株予約権の公正価額となる。

$i = N$ の場合、

$$f_{Nj} = \max (S_{Nj} - K, 0)$$

$0 \leq i \leq N-1$ の場合、

$i \Delta t \geq \nu$ (対象勤務期間終了時点) の場合

$S_{i,j} \geq KM$ の場合

$$f_{i,j} = S_{i,j} - K$$

$S_{i,j} < KM$ の場合

$$f_{i,j} = e^{-r\Delta t} [p \cdot f_{i+1,j+1} + (1-p) \cdot f_{i+1,j}]$$

$i \Delta t < \nu$ (対象勤務期間終了時点) の場合

$$f_{i,j} = e^{-r\Delta t} [p \cdot f_{i+1,j+1} + (1-p) \cdot f_{i+1,j}]$$

ここで、 K は行使価格、 M は行使倍率、 ν は対象勤務期間、 r はリスクフリーレートである。

また p はリスク中立確率であり、予想配当利回りを b とすると、次の式で表される。

$$e^{(b-r)\Delta t} - d$$

$$p = \frac{e^{(b-r)\Delta t} - d}{u - d}$$

$$u - d$$

ここで、用いるリスクフリーレート及び予想配当利回りは連続利率であり、年率のリスクフリーレート r 及び年率の予想配当利回り b から次式により求められる。

$$r = \log(1 + r^{\wedge}), b = \log(1 + b^{\wedge})$$

上式を適用するにあたり、新株予約権の付与日から満期日までの期間(T)を N 個の微小期間($\Delta t = T/N$)に分割し、各々の時点 i ($0 \leq i < N$)における株価を $S_{i,j}$ としたとき、次の時点 $i+1$ で成立する株価の値を2個($S_{i+1,j}, S_{i+1,j+1}$)のみとした離散型二項モデルを想定した。

ここで株価変動性を σ 、株価の上昇率を u 、下落率を d とすると、次の時点での株価($S_{i+1,j}, S_{i+1,j+1}$)は、次の式により求められる。

$$S_{i+1,j+1} = S_{i,j} \cdot u \quad S_{i+1,j} = S_{i,j} \cdot d$$

であり、また、

$$u = e^{\sigma\Delta t} \quad d = e^{-\sigma\Delta t}$$

である。

【上記モデルにおけるパラメータの定義】

$f_{0,0}$: 1株あたりの新株予約権の価額

N : 10,000

T : 8年間

ν : 3年間

$S_{0,0}$: 平成23年8月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

K : 1

M : 1

$r^{\wedge}$: 平成23年7月28日時点の日本国債のイールドカーブ

$b^{\wedge}$: 1株あたりの配当金(平成23年3月期の配当実績)÷平成22年4月1日から平成23年3月31日まで各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値

σ : 3年間(平成20年7月30日から平成23年7月29日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出される変動率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これを当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月1日から平成31年7月31日までとする。

	新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間（ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。）に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 定めない。	平成23年 8月 1日発行	
		平成23年 8月 3日登記	
第16回新株予約権			
新株予約権の数 2529個			
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。 ただし、平成23年6月22日より後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成23年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。 なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。			
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。			
新株予約権を行使することができる期間 平成26年8月1日から平成31年7月31日までとする。			
新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間（ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。）に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 定めない。			平成23年 8月 1日発行
		平成23年 8月 3日登記	

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社小松製作所

会社法人等番号 0104-01-010455

会社分割	平成21年4月1日神奈川県相模原市淵野辺二丁目5番8号コマツ建機販売株式会社に分割 平成21年 4月 8日登記
	平成22年4月1日石川県小松市八日市町地方5番地コマツ産機株式会社に分割 平成22年 4月12日登記
吸収合併	平成23年4月1日栃木県小山市横倉新田110コマツユーティリティ株式会 社を合併 平成23年 4月 1日登記
	平成23年4月1日石川県小松市今江町九丁目406番地コマツエンジニアリ ング株式会社を合併 平成23年 4月 1日登記
	平成23年7月1日横浜市神奈川区神奈川二丁目16番地15コマツレンタル 株式会社を合併 平成23年 7月 1日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月 8日登記
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月 8日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成 9年 9月 4日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成24年 2月 1日

東京法務局
登記官

小 田 切 敏 夫



整理番号 ア12-6338

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

43/43



Docket No.: NOZ-094DES, NOZ-095DES, NOZ-096DES
NOZ-097DES, NOZ-098DES, NOZ-099DES

PATENT

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

In re Application of :
:
:
Inventor(s): Kiyoshi SUGIYAMA et al. :
Kiyoshi SUGIYAMA et al. :
Shinichi UMEDA et al. :
Takenobu ANDOU et al. :
Shinichi UMEDA et al. :
Takenobu ANDOU et al. :

U.S. Patent No.: D583,835 :
D583,834 :
D595,744 :
D586,827 :
D590,848 :
D583,837 :

Issued: December 30, 2008 :
December 30, 2008 :
July 7, 2009 :
February 17, 2009 :
April 21, 2009 :
December 30, 2008 :

March 6, 2012

CHANGE OF COMPANY'S NAME

Sir:

Submitted herewith are CERTIFICATE OF ALL HISTORICAL MATTERS and a PARTIAL TRANSLATION thereof. KOMATSU UTILITY CO., LTD. has been merged with KOMATSU LTD.

Attached herewith is a credit card authorization form to cover the recording fees of an assignment in the amount of \$240.00.

Respectfully submitted,

KANESAKA BERNER & PARTNERS



Manabu Kanesaka

Reg. No. 31,467

Agent for Applicants

1700 Diagonal Road, Suite 310

Alexandria, Virginia 22314

(703) 519-9785

Facsimile: (703) 519-7769

Date: March 6, 2012

MAN/nl